

市役所の申告会場

申告会場は、大変混雑します。時間に余裕を持ってお越しください。
税務署からのハガキをお持ちの方は、必ずご持参ください。

開設期間 2月18日(月)～3月15日(金) 市役所閉庁日(土・日曜日)を除く。

開設時間 午前8時30分～11時 午後1時～4時※会場の混雑状況により、案内を早めに終了する場合があります。

申告会場 市役所 南館1階 会議室1-3・1-4 立田庁舎 1階 第1会議室
八開庁舎 1階 集会室 佐織庁舎 2階 第1会議室

その他 市・県民税の申告についても、すべて会場で受け付けます。通常の窓口では受け付けを行いません。

申告に必要な書類(申告内容によって異なります。)

- 印鑑、源泉徴収票など
 - 生命保険料および地震保険料の控除証明書、社会保険料〔(国民年金保険料)控除証明書、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額証明書〕など
 - 医療費控除を受けられる場合は、医療費控除の明細書(指定の様式があります。)
- ※平成29年分の申告から「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、領収書の添付または提示は必要ありません。
※青色決算書や白色収支内訳書は作成しておいてください。

平成28年分以降の所得税および復興特別所得税や市・県民税の**申告書の提出の際**には、

マイナンバー(12桁)の記載が必要です!

本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です!

【本人確認(番号確認および身元確認)を行うときに使用する書類の例】

例1 個人番号カード(番号確認と身元確認)

例2 通知カード(番号確認) + 運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)

(注) 控除対象配偶者および扶養親族の方の本人確認書類の提示または写しの提出は不要 **など**



詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・番号制度<マイナンバー>」(<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>)をご覧ください。

市役所申告会場(南館1階 会議室1-3・1-4)での税理士による無料相談日

2月18日(月)～22日(金)、25日(月)～28(木)

◆住宅に関わる税額控除

【住宅取得後1年目】

津島市商工会議所(税務署主催会場)・住宅取得者事前説明会場(該当者の方には、市より後日通知)

※説明会の開催日に都合が悪い方は、確定申告期間内に津島市商工会議所に出向いてください。

【2年目以降】

税務署主催の会場および市申告会場(市役所・立田庁舎・八開庁舎・佐織庁舎)

◆津島税務署(津島商工会議所申告会場)で受付の申告

- ・個人事業主などで青色決算書や白色収支内訳書が未作成の方、または作成の相談をされる方(収支内訳書などを作成済みの方についてのみ、市役所申告会場でも受け付けできます)
- ・土地や家屋を売却された方
- ・株式を売却された方
- ・住宅借入金等特別控除を受けられる方で、父母や祖父母から住宅取得資金の贈与を受けられた方

◆収支内訳書作成相談会◆ ※青色申告の方は対象外です

市の会場で所得税の確定申告書を作成する白色申告の方、また、住民税の申告をする方で、事業所得(営業・農業など)や不動産所得を有する方を対象に、収支内訳書作成相談会を開催します(収支内訳書作成相談会場では、確定申告書を受け付けません)

過去2～3年分の収支内訳書の控え(控えがないと減価償却費の計算が行えません)、収支計算に必要な帳簿や伝票など収入支出の分かる関係書類や筆記用具、計算機などをお持ちください。(帳簿や伝票は収入と経費の科目ごとに分けるなど、事前に分類してご来場ください。)

▶日時/2月8日(金)・12日(火) 午前9時～午後3時

▶場所/立田庁舎第1会議室・八開庁舎集会室

市・県民税の申告書の送付・問い合わせ先 税務課 ☎(55)7123 〒496-8555(住所不要)